



市政記者各位

令和4年10月24日
福岡市経済観光文化局
総務課

燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金

燃料費・光熱費の価格高騰分の一部を支援します！

「燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金」について、11月1日（火）から申請を受け付けますのでお知らせいたします。

1 事業概要

令和4年4月から9月までの事業用の燃料費・光熱費について、**価格高騰の影響額が10万円以上の市内中小企業者等（個人事業主含む）**を対象に、**価格高騰の影響額の2分の1、20万円を上限に支援**します。

※高齢者福祉施設、介護サービス事業所、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、保育所、児童養護施設、障がい児支援施設、障がい児福祉サービス事業所などについては、別途、市の支援があるため、本事業の対象外です。

2 支援額の算出方法

支援対象経費ごとに設定した上昇単価（A）に、それぞれの使用量（B）を乗じて価格高騰分（C）を算出し、その合計額を2分の1した額（上限20万円）が支援金額（D）となります。

支援対象経費	A 上昇単価	B 使用量	C 価格高騰分
電気	3.6 円/kwh	令和4年4月 から9月までの 使用量(事業用)	支援対象経費ごとにAにBを 乗じて算出 (A×B)
ガソリン、軽油、重油、灯油	18 円/L		
オートガス（タクシー）	10 円/L		
オートガス（タクシー除く）	32 円/L		
LPガス	70 円/m ³		
都市ガス	40 円/m ³		
D 支援金額			Cの合計額（価格高騰の影響額） の 2分の1、上限20万円を支援

3 申請方法

令和4年11月1日（火）から令和4年12月31日（土）まで、下記専用ホームページまたは郵送にて受け付けます。申請要項や申請書は、専用ホームページからダウンロードしてください。

(1) オンライン申請：専用ホームページにアクセスし、申請してください。

<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>

(2) 郵送申請：必要書類を下記宛に、郵送ください。（12月31日消印有効）

〒810-0072 福岡市中央区長浜 1-1-35 新KBCビル4階
福岡市燃料費等高騰支援事務局宛



**11月1日9時から
オンライン申請受付開始**

4 専用コールセンター（福岡市燃料費等高騰支援事務局）

TEL：092-718-1481 受付時間：9：00～17：00（土日祝日も対応）

【リリースについてのお問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局総務課 担当：立石 電話：092-711-4322（内線2502）